

第 7 2 号議案

八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例設定の専決  
処分について

八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例設定につき、別紙のとおり専決  
処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年 5 月 2 1 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志



八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例設定の専決  
処分書

八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例設定につき、議会の議決を求むべきところ緊急に改正作業をする必要があった事項について、市議会の了承のもと、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

八王子市長 石 森 孝 志

八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例

八王子市都市計画税条例（昭和31年八王子市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略)  (法 <u>附則第15条第44項</u> の条例で定める割合) 2 法 <u>附則第15条第44項に規定する</u> 条例で定める割合は、3分の1とする。  3～16 (略)	附 則 1 (略)  (法 <u>附則第15条第43項</u> の条例で定める割合) 2 法 <u>附則第15条第43項の規定による</u> 条例で定める割合は、3分の1とする。  3～16 (略)
17 法附則第15条第1項、 <u>第18項、第21項、第22項、第24項、第25項、第27項、第32項、第43項若しくは第44項</u> 、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。	17 法附則第15条第1項、 <u>第17項、第20項、第21項、第23項、第24項、第26項、第31項、第42項若しくは第43項</u> 、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。
18 (略)	18 (略)

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の八王子市都市計画税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。